

包括的反差別法の 制定に向けて

～多種多様な差別を解消するために～

2026年9月18日 幹事会説明資料
科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会
法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会

1 包括的反差別法とは？

個別的反差別法：保護属性と対象分野を個別に限定する。

男女雇用機会均等法 性別による雇用分野の反差別法

障害者差別解消法 障害属性に限定した反差別法

包括的反差別法：あらゆる保護属性と対象分野を包括的に対象とする。

差別対象になりやすい保護属性に対する差別を、

対象分野（雇用、教育、住宅等）を限定せず包括的に対象とする。

2 包括的反差別法の意義

1) 区別以外の態様の差別を対象にできる。

→一律扱い、個別配慮否定が排除と同様の効果になることがある。

2) 個別的な反差別法がカバーできてない領域を対象にできる。

→国籍による住宅賃貸の差別、大学入試における女子差別等

→特に**複合・交差差別**の事案では、極めて重要。

3) 反差別法を執行する手続と機関を充実させることができる。

→あらゆる差別を包括的に扱う手続・機関を規定できる。

3 包括的反差別法の内容：何を禁じるか？

1) 区 別：保護属性による法的権利等に関する区別

直接差別、代理指標差別、関係者差別、複合差別の全てを対象とする。

2) 一律扱い：法的権利等に関する一律扱いによる特定保護属性への不利益

武道を必修化した結果、特定の信仰を持つ人が進級できなくなった、等。

いわゆる「間接差別」。

3) 個別配慮の否定：法的権利等を享有するための合理的配慮の義務

特定の保護属性を持つ者が、法的権利等を享有するため必要な場合に

過度の負担にならない範囲で、個別配慮に応じる義務

4 包括的反差別法の保護属性

- 1) 人種・出自
- 2) 社会的・文化的性差
- 3) 障害・身体的特徴（病気、年齢、身体的性差などを含む）
- 4) 内心の思想・信条・信仰
- 5) 家族形態
- 6) 法的地位＊

＊ 特定の取り扱いのために用意された法的地位を
それ以外の法的取扱いに使ってはならない。

5 救済手段の確保

1) 実効性の確保

証拠開示や相談窓口設置義務、報復禁止等

2) 教育・啓蒙、救済機関の能力開発の充実

国、自治体への基本計画の義務付け。事業者への基本計画推奨。

3) 差別からの救済のための公的機関の設置

適切な調査権限、政府からの独立性、十分な財源を備えた機関

4) 立法における主流化

議会内で、反差別の観点からの法案モニタリング等を行う。